

四日市市管理職特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第18号

四日市市管理職特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市管理職特別勤務手当支給規則（平成3年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 管理職特別勤務手当は、<u>条例別表第3及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）別表第1（以下「等級別基準職務表」という。）に掲げる9級、8級及び7級の各職務の級の区分に属する職員並びに四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）第7条第1項に規定する給料表（以下「特定任期付職員給料表」という。）の適用を受ける職員</u>に支給するものとする。</p> <p>(手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第53条の3第3項第1号の規則で定める額は、前条に規定する対象職員の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条 管理職特別勤務手当は、四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）別表第1 <u>級別職務分類表</u>に掲げる9級、8級及び7級の各職務の級の区分に属する職員に支給するものとする。</p> <p>(手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第53条の3第3項第1号の規則で定める額は、前条に規定する対象職員の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p>

- (1) 等級別基準職務表の職務の級9級の職員 12,000円
- (2) 等級別基準職務表の職務の級8級の職員 10,000円
- (3) 等級別基準職務表の職務の級7級の職員 8,000円
- (4) 特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 市長が別に定める額

第4条 条例第53条の3第3項第2号の規則で定める額は、第2条に規定する対象職員の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 等級別基準職務表の職務の級9級の職員 6,000円
- (2) 等級別基準職務表の職務の級8級の職員 5,000円
- (3) 等級別基準職務表の職務の級7級の職員 4,000円
- (4) 特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 市長が別に定める額

2 (略)

- (1) 9級 12,000円
- (2) 8級 10,000円
- (3) 7級 8,000円

第4条 条例第53条の3第3項第2号の規則で定める額は、第2条に規定する対象職員の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 9級 6,000円
- (2) 8級 5,000円
- (3) 7級 4,000円

2 (略)

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部人事課)